

尾張旭市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉政策課、福祉課、長寿課、健康課、ワクチン接種推進室、保険医療課）

3 監査の期間

令和5年1月25日から令和5年2月24日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 城山老人いこいの家雨漏り修繕に係る事務において、契約締結伺いに誤った請負金額が記載されており、決裁文書として正確性に欠けている。（長寿課）
- (2) 尾張旭市保健福祉センター管理業務委託に係る事務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。（健康課）
- (3) 尾張旭市保健福祉センター消防設備修繕及びエアコン室内機修繕に係る事務において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。（健康課）
- (4) 令和4年度産婦・新生児訪問指導業務委託契約において、見積書の徴収が省略されている。尾張旭市契約規則第25条の2ただし書きで、見積書の徴収を省略することが可能とされているが、事前の協議等により契約金額の決定が行われている場合には、見積書に代わるものとして、当該委託金額で合意に至っていることが確認できる書類（事前協議書や打合せ記録の写し等）を添付する必要がある。

(健康課)

- (5) 令和4年度生活習慣病予防健診（短期人間ドック）に係る事務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。

(保険医療課)

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課、子育て相談課・こどもの発達センター）

3 監査の期間

令和5年1月25日から令和5年2月24日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。